

# 徳島県環境影響評価審査会 令和2年度第1回 会議録

## 1 日 時

令和2年6月5日（金） 13時30分から17時30分まで

## 2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

## 3 出席者

委員 20名中14名出席

### 【会議次第】

#### 1 開 会

#### 2 議 題

- 1) 徳島県環境影響評価審査会長等の選任について
- 2) (仮称) 那賀・勝浦風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の審議について
- 3) (仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の審議について
- 4) その他（今後の予定等）

#### 3 閉 会

### 【議事概要】

#### 1 開 会

#### 2 議 題

- 1) 徳島県環境影響評価審査会長等の選任について
  
- 2) (仮称) 那賀・勝浦風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の審議について

（ 事業者スライドにより説明 ）

（会長）

どうもありがとうございました。

今、説明のあった内容に直接関連することで、何かお聞きしたいことあればどうぞ。その後、事前の意見照会等に補足で質問したいことがあればお願いします。また、委員から追加資料も頂いておりますので、それについてご説明していただきたいと思っております。

す。

(委員)

(事業者資料) 3枚目の第一種事業の目的について、「本事業は、良好な風資源を得られる」と書かれていますが、事業者が考える良好な風資源の定義を教えてください。

(事業者)

地域によって異なりますが、まず、風の強さについて NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）が発行している風況マップを活用しており、地上から70mの高さでの風速が、5.5m/s以上であることを第一条件としています。

(委員)

それに該当してるということで選ばれてるとのことですか。

(事業者)

その考え方に基づいて選定しております。

(委員)

はい分かりました。ありがとうございます。

(委員)

(事業者資料) スライド番号 23 ページ、24 ページ他でも書かれていますが、重大な環境影響が回避又は低減されるものと評価したと書かれているところが非常に多いですが、このことを裏付ける科学的なエビデンス（根拠）を示してください。

(事業者)

科学的なエビデンスといわれると難しいですが、計画段階環境配慮書で求められている回避できない重大な環境影響については、少なくとも配慮事項に留意することによって、重大な環境影響は回避または低減できるものとお示ししております。

(委員)

意見の相違かもしれませんが、根拠なく述べられてるような印象を受けてしまいます。具体的な、例えば事例であったりとかこういったエビデンスがあるから私たちはこう考えるですって言うようなものを示していただきたいんですけど、そういうものはないのでしょうか。

(事業者)

科学的なエビデンスと言われると、今すぐ示すことはできかねます。

(委員)

計画段階配慮事項が6項目ありますが、人に関するところが景観だけしかないというところに問題があると考えています。本計画地はスライド12にあるように、2km範囲内に住宅の分布が、例えば上勝町であれば、335件となっています。上勝町は全世帯が850件ですので、全世帯の約半数が計画の2km範囲内に入ることになります。そういった人に対する配慮が全く調査されていない状況であるということが非常に問題かなと思っています。この2kmの可視領域の中には、棚田集落がたくさんありまして、上勝町は20年前から地域の住民による棚田保全活動が非常に活発に行われています。その成果として棚田百選である檜原の棚田であるとか、にほんの里百選である八重地の棚田であるとか、その他にもたくさん棚田がありまして今年の棚田地域振興法という新しい法律によって全国に先駆けて上勝町全域が棚田振興地域に選定されています。まさに20年かけた住民の活動の成果が今年の選定という風な形で現れたところで、これからそれを戦略として上勝町のまちづくりに活用していく、棚田集落が前を向いて行こうって言うところで、その可視領域内にあの2度以上の傾斜で風車が見える角度に入ってくる。檜原の棚田は重要文化的景観にも選定されていて、例えばそこから見える眺望の中に風車がずらりと尾根上に並ぶという風なことが文化的資源に対してはどのような影響を与えるのかということや、地域住民プラス他地域から上勝町を訪れる利用者が非常に多い地域でありますので、そういった関係人口に対しても調査されるべきかなという風に思います。後はですね、人に対する配慮のところ、できればその地域の方々の不安を取り除くという意味で、その合意のプロセスも評価の項目に入れられるといいかなと思っています。

(事業者)

まず、騒音については重大な環境を受ける可能性は否定できないと予測しております。環境省から風力発電施設から発生する騒音に関する指針がH29.5月に出ています。準備書の段階で上勝町を含めた周辺の集落で現地調査を行い、地域の音を把握しまして、予測式に基づいて定量的に予測・評価を実施します。配慮書段階では重大な影響を回避できない場合があるかを考える図書でありますので、低減できると評価しました。準備書において現地調査を詳細に実施して行います。

(委員)

すいません、説明が悪いかもしれないんですけども、人の暮らしに対するあの風力発電事業の影響というのは音だけではないと思うんです。そこに人の暮らしがあるので生業もありますし、その景観もありますし。その自然環境は地域資源でありますので、その地域資源を使って人々はそこで暮らしているわけであって、上勝町は自然環境を地域資源戦略の核としてまちづくりを進めているところなので、その地域振興の活動にどういった影響を及ぼすのかという視点からも、調査だとか結果へ配慮が必要かと思えますけれどもいかがでしょうか。

(事業者)

上勝町が葉っぱビジネスで地域の活性化を振興しているということは存じています。それについては、植物の方で準備書においてですが、必要な現地調査を実施しまして・

(会長)

自然環境の中で上勝町の人々は生業を含めて生活してます。これを資源にして交流人口も結構多いんですよ。それらのことについて配慮していただけますかということですが。

(事業者)

地域の暮らしについては、環境影響評価法で定める環境影響評価項目については、予測・評価という形では行わないと思います。ただ、事業者は地域に貢献することも目的としておりますので、地域や自治体との話し合いをしていく中で貢献できるのではないかと考えています。また、影響があるという意見などが出た場合は、環境影響評価の中ではありませんが配慮できるものと思います。

(会長)

生活環境というのは環境ではないんですか。

(事業者)

生活環境一括というものは、環境影響評価法における評価項目にはなっていないと考えます。

(委員)

今、委員の方にお配りしたこの旭本という本があるんですけども、これは、上勝町の旭地区の方が作られた冊子です。15年から20年ぐらい前かなと思うんですけどもこちらの17ページを見ていただきましたら、旭の名所という風なページがございます。この旭の名所に書かれている龍山、龍峠というところは、今回の事業実施想定区域のすぐそばにあります。この龍山というのは地域の方々の信仰の山であって周りがスギ、ヒノキ植林であってもここだけは200年の樹林を残す地域が残っています。そういったところが、今回の計画の中で取り上げられていない。地域の歴史だとか文化だとか暮らし生業の部分が調査されていないというのが非常に課題だと思いますので、そこは是非これだけ上勝町の住民の方がこういった本を作って地域資源を残していきたいという意識の高い地域であるからこそ調査に反映していただき、配慮していただきたいなと思いますので、是非委員の方々に目通しいただきたいと思います。

(事業者)

これから住民意見を充分聴取いたしまして、今後の資料に反映していきたいと考えております。

(委員)

委員の補足なんですけども、結局、どう留意するか、どう対応するか証拠を示さず、影響を回避・低減できるという言葉は誰も信用できません。行政において科学的評価というものは非常に意味をもってます。是非改善してください。

(事業者)

準備書の段階では定量的な予測・評価を行い、科学的な根拠に基づく評価ができると考えております。

(委員)

植物のところで、動物植物の影響の予測ですが、植物の重要な種が合計 418 種挙げられています。徳島県のレッドデータブックの改訂では 804 種です。だから徳島県の半数の希少種が影響を受けるということになります。内容的に見ますと、全く影響を受けないだろうと私が判断する離島の植物とか、事業地から遠く離れたところのものとか、極端なのは外来種まで入ってます。この外来種のイワヨモギを絶滅危惧種に判断した根拠とかを教えてください。重複していたりもあり、何でもかんでももういっぱい挙げとけばいいというような感じでいっぱい挙げられているが、その点についてもっと絞り込んでくるとかいう作業はこれからはされるのでしょうか。

(事業者)

文献から、生育していてもおかしくない種を選んだものです。準備書においては、現地調査を行い、実際に事業実施想定範囲を歩きまわして、生育する植物、植生を調査します。

(委員)

希少種の中に外来種が入っているかなど外来種とかの検討はしていますか。全体的な検討が必要と考えます。もっと絞り込んでください。

(事業者)

今後、複数の専門家へのヒアリングを実施し、絞り込みをします。

(委員)

日本全体では希少種ですが、徳島県においては分布しないはず。中国などから来たという解釈です。

(会長)

事前に御意見をいただいて事業者さんの方にお送りして事業者見解を頂いてるのが二つあるんですが、那賀・勝浦風力発電事業のこの A 3 の大きい方で、事前にお配りしました事業者見解に対して、再度、御質問御意見があればお聞きします。

(委員)

林業の活性化、事業との相乗効果という文言があるんですけどもそれはどういう意味なのか具体的にちょっと教えて頂きたいんですけども。

(事業者)

詳しくは日本アジアグループのホームページに掲載しておりますが、関連会社のJAGフォレストが日本国内における林業をやっている地域で、なかなか手をつけられていない山林をグループの力で林業を活性化していこうという動きをしております。那賀・海部・安芸事業の話にはなりますが、グループ所有の山林があり、そこで林業を活性化させる施策を考えており、それと合わせて風力発電事業を実施することにより、林業従事者にも喜ばれるように活性化できればと考えています。

(委員)

具体的にどういうことをされるのでしょうか。

(事業者)

私は林業活性化担当ではないので詳細はお答えしかねますが、林業が放棄されているような山林の状態を航空写真を使って現地確認をしたり、近隣の事業者も含めて、これまで衰退している林業を盛り上げたいと考えています。

(委員)

今お答えいただいたことは、非常に気になる場所なんですけども、地域には既に地元で林業をされてる方がいらっしゃいます。地域の事業者さんが喜ぶようなことをやりたいということをお話しておられましたので、地域の事業者に対する配慮と言いますか、そこを活かしていただけるというふうに認識させていただいたんですけども、その理解でよろしいですか。

(事業者)

今後、地域の事業者とお話する機会も出てくると思いますので、近隣の方々と協力しながらやっていけるところはないか、話し合いをしながら詳細なことを決めていきたいと思っています。

(会長)

この事前回答に対しての質問ですが他にございませんか。

(委員)

工事車両等の搬入路について、工事計画の詳細なことが決まってないので現段階ではA案B案の二つとしましたと書かれてあります。たまたま道があったからA案B案を作成したのだらうと思われそうですが、近隣に対しても、すごく大切な道路と思いますので、きちんとした調査をして、提出していただけたらなと思います。

(事業者)

風車の機種、工事の車両など細かいことは決まっておりませんので、この2案をお示したところです。今後、方法書の段階で詳細が決まりましたら、こういったルートになるかお示しできると考えています。

(委員)

この段階であれば、仕方がないのかなと思いますが、なるべく早くお願いします。

(事業者)

いま、準備書で出せると申しましたが、方法書の段階では出せる、出さなければ調査方法等に影響が出てきますので、方法書の段階では詳細な計画が出せると考えております。

(委員)

供用後よりも、工事の影響が大きいことは分かりきっていることです。私は風車にとても近くにおり、工事も見えておりますが、やはりすごいものです。ですので配慮書の段階では、それでよいと言われるとそこまでかもしれません、工事内容は全く無視しますよと言われると、私はつらいもので納得しかねるところです。現地に行って、その計画で大丈夫なのかという事を、皆さん考えているのかなと考えてしまいます。工事でどれぐらい環境が破壊されるかということは十分考えて欲しいです。

(事業者)

計画予定地は、非常に急峻な地形でありまして、工事についても設計が難しい地域であると認識があります。ある程度計画を固めてから配慮書を作るべきだったのですが、難しい工事であるというのがありまして、今の段階では何も設計が行われていないという状態です。方法書の段階においては、もう少し詳細な計画等が示されていると思います。

(委員)

委員からの事前の質問資料の39番へのご回答で、別事業者が運営している大川原ウインドファームについてその苦情と状況を参考にされてますかという質問がございましたが、それに対するお答えが、「把握してません。」という回答でした。今後、風車の機種を選定等に当たって、大川原ウインドファームだけではなく、他の風力発電所の苦情についての状況とかを把握される予定はございますか。

(事業者)

準備書の段階において、定量的な予測・評価をする際に、現在稼働している事業者からの状況データを得られれば、累積的影響についても分析的な予測・評価を実施する予定です。

(委員)

それは、大川原ウインドファームだけになりますか。ここ最近でも、オンラインで反対派の住民の方がシンポジウムを開いたりしてらっしゃいますように、他にも風力発電施設は存在しております。愛媛県でも夜間の稼働停止とかを求められたということもございますので、できるだけ他の風力発電所へどういった苦情があるのか、また、今後どのような設定にするのかというものの参考にもしていただきたいと思います。どの程度の事業

者さんに協力を求められるご予定ですか。

(事業者)

少なくとも、配慮書にあります、周辺の事業、大川原ウィンドファームと現在計画しております2つの風力発電事業について、事業者にご協力をお願いして複合的な影響については、是非やりたいと考えております。

(会長)

四国の愛媛県、高知県などで既設の風力発電所があって、いろいろ苦情が出てると私も聞いております。そういった点については、調べられないというお答えでしたが、今徳島でも、大川原は稼働中、ユーラスエナジーは今建設中とのことです。規模は大きく異なる点については配慮が必要ですが、貴重なデータになるんじゃないかと思います。

(事業者)

予測に使うデータですので、騒音においては、どれくらいの音が風力発電機から発生しているか、計画している事業においては、「どういう機種を用いてどれくらいの音が出るか」というものを聞いて、今回の事業の影響も加味して、最大限影響があるかを累積的影響として予測・評価したいと考えています。

(会長)

予測・評価だけじゃなくて、先行している風力発電所のいろいろデータを有効利用されますかということですね。

(委員)

実際に住民の方から風力発電所に対して苦情が出ているはずですので、その声を拾い上げてください。企業側が出している資料と、近隣の方、特に夜間でどのくらいの影響があるかというのは個人差はありますけれども、貴重な資料だと思うので、ぜひ生の苦情の声をできるだけ多く拾い上げていただきたいと思います。

(事業者)

大川原ウィンドファームと現在計画しております2つの風力発電事業について、御協力いただけるように交渉します。

(委員)

今回の計画で案として示されている風車はかなり大きいんですが、今この寸法の風車が回ってる場所は四国内にありますか。

(事業者)

知っている限りでは、計画中のものでは弊社より大きいものはありますが、実際に稼働しているものはありません。

(委員)

既に稼働している大川原のものや上勝・神山のよりも大きくなるということで、道がどれくらい広がるかなというところで質問させていただきました。

(委員)

企業の姿勢をお聞きしたいんですけれども、現在、新型コロナウイルス感染症で、世界中が大混乱してる時期になぜ配慮書を出したのか。緊急事態宣言も出されて、我々も今日、リスクを負って参加しています。この時期に配慮書を公表するということはまるで火事場泥棒のような、混乱に乗じてというような印象を受けます。閲覧しに行こうにもいけないという状況もあるわけで、なぜもう少し待てなかったのかという点についてお聞かせください。

(事業者)

事情を説明しますと、新型コロナウイルス感染症が拡大する前から、4月中旬に縦覧の手続きに移ることは決まっていたのですが、その後の状況を鑑み、一度様子見をし、5月8日から縦覧を開始するというように決定しました。

(委員)

私はそう思ってるわけではないですが、一般的に見れば混乱に乗じてというような、事業者にとって悪い印象を与えかねません。今後、第二波のこともありますし、こういうことについても考えた方がいいと思います。

さらにもう一点。事前の回答47番にもありますが、配慮書が印刷できない点です。この環境影響評価ですが、法律や条例の趣旨はよりよい事業を作るために、国民のためにより良いものをつくりましょうというもので、国民から、しかも無償で意見を出してくださいというものです。こういったスタンスであるにも関わらず、事業者は、著作権を理由にオープンにできませんとあります。配慮書をコピーする人なんてごくごく一部だと思います。新型コロナの影響で見に行くこともできず、印刷が不可とされてしまっている。高齢者の方はパソコンなんて見えません。また、全員がパソコン持っているわけじゃないです。そういう意味では、一生懸命真摯に国民の声を聞く姿勢が全く感じられないです。ぜひ次回以降は印刷可能として欲しいんですけれども考えを聞かせてください

(事業者)

印刷できない理由としては、技術ノウハウの流出の防止を危惧したところであります。不許諾での複製や印刷転用ということに関して、規制をかけさせていただいているということです。なお、法では縦覧期間は30日程度とあるところ、45日間と、約15日間延長させていただきました。これをもって広く見ていただけるようになったと考えております。

(委員)

あくまでも著作権を盾に、広く国民に閲覧してもらおうという考えはないということでしょうか。

(事業者)

閲覧してもらおうつもりがないわけではありません。ホームページでの閲覧、役場での縦覧をもって、皆さんに御確認いただければと考えております。

(委員)

植物関係については、配慮書を一生懸命見させていただきましたが、その中で勝浦・那賀地区のこの地域というのは、非常に重要な蛇紋岩地が分布しています。ところがこの配慮書の蛇紋岩の分布図は、国土交通省さんの図を引用したしたものが出ていますけれども、非常に大雑把です。もっと詳細な蛇紋岩地とか石灰岩地の分布を調査して精巧な分布図を出してもらって、ジンリョウユリやあるいは蛇紋岩特有の植物があるということまで調査しますと回答を頂いておりますが、本当に調査できるんでしょうか

(事業者)

蛇紋岩地については、御意見を頂戴し、重要性を再確認したところでございます。現地調査においては、まず蛇紋岩地の分布を詳細に調査し、そこに生育する植物を調査予定です。

(委員)

それは次に出していただけるということですが。

(事業者)

方法書の段階で調査方法をお示しし、準備書の段階で現地調査を実施する予定です。

(委員)

蛇紋岩特有の希少な植物がいるということは、配慮書に反映されているのですか、いないんですか。

(事業者)

蛇紋岩植物が重要な種としていますが、蛇紋岩とそこに生育する植物としてはまとめておりません。

(委員)

〇〇先生が事前の御意見・御質問でジンリョウユリを始めとしていろんな植物をあげられていますが、これらは配慮書の中に全て記載されているんですか。

(事業者)

ご指摘いただき、抜け落ちている種があることは認識しています。まとめて確認させていただき方法書段階で整理させていただきたいと考えています。

(委員)

配慮書には、いい加減な記載がたくさん見受けられます。大川原高原にツツジの群落があるんですが、そこはアワミツバツツジ群落となっており、一方、違うところではアワノミツバツツジとなっています。この二つは全然違うものです。「ノ」の有無で全く徳島県に分布しない雑種ツツジになってしまうので植物は非常に難しいところがありますが、そういう矛盾がないように慎重にやってもらいたいと思います。

(事業者)

わかりました。

(委員)

配慮書の段階で流出したら困るような技術ノウハウが掲載されているような雰囲気は、ちょっと私には感じられなかったんですが、どの辺に流出したら困る技術ノウハウが記載されているのでしょうか。可能でしたら教えてください。

(事業者)

配慮書の表現方法について、技術ノウハウであると考えております。

(委員)

わかりました。

(委員)

先ほど騒音などについて、累積的影響評価を行なうと考えてるということで、とても素晴らしいことだと思います。騒音など人の生活に関わる部分だけでなく、生き物についても累積的影響評価を取り入れた評価を実施してもらいたいと思います。当該地ですと、クマタカが生息しております。すでに事業を行っている大川原高原の方だだと思いますが、そこにもクマタカがいるんです。野鳥の会の徳島支部の方が、そちらの事業地の近くにいたクマタカが営巣を放棄したと報告しております。騒音など人への影響も大事なんですが、野生生物、特に希少種として挙げられているものへの累積的影響評価というものも、事業地が近い場所にあるような場合、考慮していかなくちゃいけません。北海道ではもうそういうことも進んでやってるところもありますので、そういったことも取り入れて行っていただきたいと思います。あと、事業者だけで話をしてもしょうまくいかなないのであれば、環境省や県と協議して、協議会等を立ち上げるのも良いかと思います。

(事業者)

鳥についても、累積的影響について、どこまでできるかわからないんですが、衝突確率などのついては少なくとも累積的影響について予測・評価ができると考えております。騒

音のデータをいただくのであれば、鳥のデータもいただきますので、可能であれば実施したいと考えております。経産省さんには、以前からそういう話をさせていただいているのですが、なかなかいい返事はいただいております。事業者として、積極的に進めていきたいと考えております。

（会長）

事前の意見照会の46番、これは地元の事前説明会についての質問ですが、いくつか代表者等には接触したけれども、あまりできてないということでした。具体的にどれだけの地区の代表者に接触をして、どれだけの方にお話をできたかという点を数値でお聞かせください。それから、代表者ではなく、なぜ事前に地元説明会を行わないんですかという点についての考え方をお聞かせください。

（事業者）

関係地区の代表の方々に概要説明を行った点についてですが、数値については整理が出来ておりませんので、すぐにお答えできませんが、関係地区の代表の方々とお話していることは、間違いありません。地元説明会については、事前に開催はしておりませんので、今後は関係者との協議の上開催していきたいと考えております。

（会長）

全部で地区としてどれぐらいの感じですか、何十ですか何百ですかそれぐらいは感覚残っておりますか。

説明した代表者はどれぐらいの人数になりますかということです。

（事業者）

勝浦町では1地区、上勝町では7地区、那賀町では6地区です。地図で昔の小字でピックアップしたものですので、これが実際に合っているかどうかという点についてはわかりません。

（会長）

説明した地区の面積は、事業に関係する3町の面積に対するカバー率はどれくらいですか。

（事業者）

道路地図を見て境界に接している字名の数です。面積という指標では把握しておりません。

（会長）

今後、地元説明会は実施をしていくと言うお答えでよろしいですね。

（事業者）

関係機関と協議の上、代表者の方とお話しながら、開催したいと考えています。

(会長)

配慮書の段階でも事業の概要は説明できると思うんですが、説明会を実施しなかったという点についてお教え頂きたいんですがいかがですか。

(事業者)

当初、地元への説明会を開催しようと考えておりました。関係自治体を通して、代表の区長様とまずお話をさせていただいた上でと考えていたのですが、代表の方々を紹介していただけなかった方も複数ありまして、現時点では、難しいと判断いたしました。

(会長)

はい、状況はわかりました。

(委員)

先ほどの会長の御質問に対する御回答なんですけど、住民の代表者に対する説明会を開催しますというお答えに聞こえたんですが、結局どういう説明会を開催するご予定なんですか。

(事業者)

代表の方にこういう説明会をしたいと内容を伝えた上で、開催の場所、日時を協議の上、地区住民の方に説明会を開催したいと考えています。

(委員)

その説明会というのは、方法書の段階での、法七条の二の説明会ということですか。

(事業者)

先程の申し上げた説明会ですが、アセス書の説明会ではなく、あくまでも事業計画の説明会です。方法書の縦覧前に実施させていただければと考えています。

(委員)

法によって義務付けられる説明会よりも前に開催するご予定であるということでしょうか。

(事業者)

可能であれば実施したいと考えております。地区の代表者や自治体と、時期等を協議の上で開催したいと考えております。

(委員)

できるだけ広く、住民の方に説明していただけるようにしていただけたらと思います。

(事業者)

該当する地区の代表の方と協議の上、該当する地区の方々に御案内をしていただいて対応したいと考えております。

(会長)

今回事前に委員の方々が作成した資料を配って頂いてるので、それについて作成された委員の方からこの御説明をお願いします。

(委員)

那賀・勝浦風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の 2-4-5 の図 2-12-2 風況マップです。これを見るとこの赤丸の少し上の方にオレンジとか赤とか色が付いていると思います。この風況マップを見た時にこの赤丸の所に風車の事業計画があるんだ、そう思いますよね。この赤丸の中の真ん中よりちょっと少し上ぐらいですね、オレンジや黄色があつてなかなか風況が悪くないんだなと思っていました。よく見るとそこはこの事業の場所じゃないんですね。この事業の計画地はこれではなくてこの下の方になるんですよ。皆さん気づきましたか。対照的に那賀・海部・安芸の同じ配慮書の 2-5-6 に同じような風況マップがでています。それ見ていただくと実際に事業を行う場所の中心に絵を作っています。この那賀・勝浦の方を見ると、さもここが事業地のように錯覚してしまうんですね。ただこの大きい円の中に今回の事業の計画がありますが下の方です。海部の方はきちっと事業地を中心にした絵を作っているんです。そうするとこの風況があまり良くないから場所をずらして見せてるんじゃないかと思ってしまうんですね。NEDOの風況データ使われて事業の計画の妥当性とかって言われてはいたんですが、なんでこんな変な出し方をするんだろうと、根底としてやっぱり風況があまり良くないんじゃないかな。そう思いました。皆さんにお示しするこちら側の資料ですね、分厚いスライドの方の資料の中にちょっと昨日付けそびれたんですがそれはこちらになりますこの一枚ものの最初に表裏のあるものを見てください。追加情報として、環境省は再生可能エネルギーゾーニング基礎情報を以下のように推定して提供しています。事業地を選ぶときにこういった手続きを踏んでいくとあの場所選びができますよと。例えば風況ですね。最速の区分が 5.5m 未満のものっていうのはやっぱり風力事業には適さないですよと。他にも社会条件とか色々あります。この環境省のホームページを見てもらうと、環境省の方の風況マップも出てます。その風況マップからその元々の風のポテンシャルというの把握するのはこの最初の段階ですね。そうすると那賀・勝浦っていうのは 8 M ぐらい 8.5 M とか事業計画値の左側にあります。こういったものから、まずこの風況を推定する。その陸上風力の基本となる導入ポテンシャルを賦存量マップを作ってそれに対して自然条件や社会条件を重ね合わせて開発不可条件に該当するエリアを控除するというのを勧めています。これは結構丁寧に作られていて地理情報を扱うようなフリーのソフトを使ってもできるようにしてあります。ここの場所を環境省の方の風況情報を使って、自然条件や社会条件を重ね合わせして行って陸上風力導入ポテンシャル、環境省の手続きに従ってやっていくと左側が那賀・勝浦風力発電事業。右がこの後の那賀・海部・安芸なんですけど、どちらも陸上風力の導入ポテンシャルが非常に低い

というのが一目見て分かるかと思います。最初にお聞きしたいのは、風の条件もあるんですが、それ以外ですね、この一帯と非常に急傾斜地です。その急傾斜地のことを示す情報が資料の16ページになります。スライド資料番号で行くと32ですね。事業実施想定区域周辺の傾斜角というのを地理情報システム使って求めると、その傾斜角は大体30度以上のところだというのが分かるかと思います。その次30スライド番号33ですね資料のページだと17ページになるんですけどその上の部分、那賀・勝浦風力発電事業と区域周辺の傾斜角を見ると30度から40度。40度そういったところ非常に多いということが分かるかと思います。つまりそういったところは環境省の方の陸上風力の導入ポテンシャル推計条件最大傾斜角20度以上はそういった所ってのやはり適さないと書かれています。環境省のこの手続きに従ってやってくるとこの場所ってというのは非常に陸上風力の導入ポテンシャルが低い。何故こんな所を選んできたかっていうのがまったく分からない。これについて説明いただけますか。

何故この赤丸は事業実施想定区域の真ん中にしないでずらして作ってるんですか。那賀・勝浦風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の2-4-5を言ってます。

(事業者)

まず風況がいいところを赤丸で示し、その次のページで絞りをかけたものです。

(委員)

その説明では全く理解できないかと思います。ちなみに那賀・海部・安芸の配慮書の2-5-6を見ると、こちらはきちっと事業地を真ん中に据えた地図を作成されています。北側にはすごくいい風況もありますが、それはカバーしていませんが、どうしてですか。

(事業者)

風況という要素だけで判断しているわけではなく、いろいろな要素で場所を選定しておりますので、グループ企業の所有地というの、一つの要素になります。

(委員)

次の質問について答えていただけますか。環境省の手続きで再生可能エネルギーのゾーニング基礎情報に従ってやっていくと、今回選ばれてる場所ってというのは、非常に陸上風力の導入ポテンシャルが低いとなっています。なぜそういう場所を選ばれてるのですか。

(事業者)

当然、ゾーニング基礎情報にもとづいて検討はしておりますが、配慮書の時点では机上調査となっており、現地の詳細な調査を実施しておりません。今後風況等についても、現地調査を行いたいと考えています。

(委員)

配慮書の段階では既存情報を活用して整理するっていうようなことだと思うんですが、それにしてもあまりに調べてないっていうような印象を受けるんですけど。

(事業者)

ご指摘の点はあると思います。今後、詳細な調査を実施したいと考えております。

(委員)

こちらで整理した環境省の手続きで陸上風力導入ポテンシャルを地図化していくと、今回那賀・勝浦風力発電事業の中で、何パーセントになるのか分からないぐらい非常に少ないです。配慮書の中で、この再生可能エネルギーを地域と一体となって持続的に作ってきたいというような書き方をされてると思いますが、あまりに配慮書の段階での検討が不十分だと思います。

(事業者)

御意見も踏まえて、方法書以降で反映させていきたいと思っております。

(委員)

1枚物のエクセルシートを見てください。これは那賀・勝浦風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に記載されてるものです。右側の表2というのがこの配慮書で挙げられている魚類のリストです。一方、左側が県内の魚類の研究者に依頼して既存情報だけで分かるものをリストアップしてもらったものです。右側の配慮書リストでは既存情報です。別に現地調査をしていません。右側この配慮書では35種類あげてますが県内の専門家に見てもらくと58種類になります。またレッドリストでのランクとか種名が変わったものとかがあります。なぜこんなに魚類の種類が増えるんですか。

(事業者)

この資料については昨日いただいたもので、確認できておりませんが、精査して方法書までには整理した調査結果をお知らせできるようにしたいと思います。

(委員)

配慮書のページ番号で3-12-45で、勝浦川が一級河川って書かれてますが、勝浦川は二級河川です。ご存知ですか。

(事業者)

申し訳ありません。こちらのミスです。

配慮書が配慮書のルールの中でしっかり検討されて出てきているものであれば、中身の議論を十分できると思います。しかし先ほどの植物もそうですが、魚類にしても非常に多くのミスがあると、この配慮書自体が信用していいんだらうかっていう具合に思っています。それについては、どう思われますか。

(事業者)

申し訳ありません。

(委員)

また、3-12-45 に、基本的な調査対象範囲に存在する湖沼として長安口貯水池があると書かれてますが、那賀川流域ではすぐ近くに長安口がありますけど、勝浦川には正木ダムというのがすぐ近くにあります。これも書かれていません。

(事業者)

国土交通省の資料をそのまま転記し、詳細な調査ができておりませんでした。方法書の段階で、確認して修正させていただきます。

(委員)

昨日お送りしてる中で、この配慮書の問題点をエクセルのリストにまとめたものがあります。全部で項目が通し番号付けてないですけど 90 近くあります。今言ったような非常に簡単なケアレスミスも結構あります。信頼できる配慮書をしっかり出してきてくれれば中身についてみんなで議論できると思います。ただ委員からの事前の質問等に対する回答を見ると、全てが次の段階で対応すると書かれてます。じゃあこの配慮書というのは不確実なもので正確でなくてもいいって考えてるようにはしか思えないですよ。ひとつしかないミスならそらそうかもしれません。一つ二つあるかもしれないですが圧倒的に多いです。きちっとやってください。

(事業者)

御意見に配慮し、方法書ではきちんとしたものを作成したいと思います。

(委員)

もう一つはの環境省の手続きで行くところが候補地にほとんど入らない理由っていうのは、風だけじゃなくてそもそも傾斜角が非常に急峻だというところにあります。委員の方が事前に質問されてますが雨も非常に多いです。過去にこの事業予定地の北側ですね勝浦川水系の方ですが、そこで災害が起きていて勝浦町史とか地域で書かれてる資料を見ていけばわかりますが、降雨に伴う山腹崩壊で一つ集落が全滅したっていう記録が町史に載ってます。その事をご存知ですか。

(事業者)

雨が多いのは知ってました。

(委員)

この配慮書の中で、何故か徳島市の気象情報を使ってますよね。この事業を予定してるがこのすぐ近くに福原旭という気象観測地点ありますがなぜ使わないんですか。

(事業者)

徳島市の方が調査項目が多く、いろいろな情報を得られたので選んでしまいました。

もちろん近接の観測地点の気象情報についても併記すべきだったと考えています。

(委員)

地域で事業を行っていきっていくことをどう考えてるんですか。この場所を選ばれて事業をやって行く、地域の人がいる、地域の人のことをどう考えてるんですか。雨が多くて災害が起きてるそういったところに住んでいる人たちがこの事業を知った時に自分たちの生活に影響ないだろうかと普通考えると思います。降水量が多いことを知っていると言うのであれば、その地域の過去の災害であるとか別にこちらに来なくてもネットでも色々調べられますよ。なぜそういうことしないんですか。

(事業者)

過去の災害についても今後調べて記載したいと思います。

(委員)

配慮書について、簡単なミスをいくつも見つけました。専門家の方々が見たらもっとミスがあるんだろうなと思うんですけども。この段階配慮書、今の段階の入る所で次の方法書に移る手続きができるのかどうかって誰がそれを決めるんだろうって、そこはちょっと感じました。

(会長)

最初に説明ありましたように、この委員会で意見をまとめて知事に答申します。それに地元の市町村から意見が上がってますので。それをまとめて知事が事業者の方に意見を行うということです。

(委員)

なるほど。地域の方々は、この山の水を使って生活をしていています。水道はないんです。山の水を引いて暮らしてるんですね。それをもって棚田を作ったり、あめごの養殖をしたりその水系で、釣り人が来るのを歓迎してるような地域なんです。本当に自然の環境とともに暮らしている地域なので、そこへの調査だとか評価・配慮について、記載されるべきだと思うんですけども。その配慮すべき段階で調査が非常に不十分っていうのがとても気になるところです。

(委員)

ご存知ないと思いますが、事業実施想定区域の中にあの龍山、龍峠っていうのがあります。そこは尾根を挟んで北側と南側に龍山神社というのが三つあるんですね。その神社の御神体がどうもこの龍山だと聞いてます。ぜひ御神体として扱ってる山をどう風力事業につなげられるかっていうのを地域の方としっかり話し合っていたきたいと思います。

(会長)

はいありがとうございました。那賀・勝浦風力発電事業に係る配慮書に関しての第1回目の審議はこれで終わりにさせていただきます。10分ぐらい、3時55分まで休憩に

させていただきます。宜しくお願い致します。

### 3) (仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の審議について

それでは、議題3の「那賀・海部・安芸風力発電事業」についての審議を行います。最初に本事業に係る計画段階環境配慮書について、事業者から説明をお願いします。

(事業者説明)

(委員)

まず、配慮書の内容で、2点大きく欠落している点を指摘します。配慮書の116, 117ページを見てもらうと、関連会社の所有地から東側の尾根沿いに計画区域が伸びていて、計画区域が鳥獣保護区(特別保護区もその下にある)と自然公園地域に完全にかかっています。この自然公園地域のエリアは林野庁の「水源の森百選」に指定されており、この森は海部川の水源地とも定義できます。また、海部川はご存知のとおりダムが全くない川です。また、海部川の鮎は漁業者から非常においしいといわれており、「利き鮎会」でも上位に入っています。また、たくさんの方がこの川で釣りや漁業をしており、釣りをするためにこの川の近くに移住する人がいるほどです。徳島が誇る川です。この計画は、その川の水源地を開発される計画になっており、2点の大きな問題があります。

1点は、海部川が海陽町の水源地となっていて、森を切ることにより川の水質の悪化、濁り及び水量が減るなどの問題が懸念されるのに、その視点での水環境に関する評価が全く行われていないということです。

もう1点は、116ページの図中の①あたりに、「日本の滝100選」に選ばれている「轟の滝」という有名な滝があります。この滝は、滝自体が御神体とされています。鳥居があって、その向こう側に滝があります。だから、この森を開発して水量を少なくしたり濁りを出すというのは、神に対する冒瀆です。子々孫々まで崇りが来るのではと心配しています。この川や森を開発することは、神に対する冒瀆なんです。

また、この轟神社では、男達が神輿を担いで勇壮にその滝に入っていくという、400幾十年続いている祭りがあり、地域で受け継がれています。昨年もこの祭りを維持するためクラウドファンディングを実施するなど、地域の人たちが一生懸命この祭りを守っています。このような状況があり、また、この計画による森や滝への影響が懸念されるのに、そこで生活する人と自然とのふれいについては一切触れられていません。

まとめますと海部川の水環境に対する評価と地域文化に対する評価が落ちています。森が水を育むというのは常識ですが、そういう視点が落ちています。

また、水環境や地域文化に関して、轟神社、氏子さんたちの意見を聞いたのですか。釣り人や漁業者の意見を聞いたのですか。

また、海部川の河口は日本で有数のサーフィンの名所で多くのサーファーがきており、町はそれを応援している。海部川は町をあげた触れ合いの場であります。

構造物ができたあと森の面積が減ったら水に影響がでるのは明らかです。この辺の評価ができていません。このことについて、事業者の意見を聞かせてください。

（事業者）

水環境についての評価ですが、水の濁りにつきましては、準備書で定量的に予測・評価を実施し必要な数値をお示しします。特に轟神社の御神体の滝があるということもお伺いしましたので、それについても個別に予測・評価させていただきます。

釣り人につきましては、準備書において、人と自然とのふれあい活動の場の予測・評価として、利用者や管理者にアンケートを行い、利用状況などを把握した上で、工事の影響も含めて予測・評価を行いたいと考えております。

（委員）

漁協があり、漁業補償の問題もあると思うので、早めに漁協にアプローチされた方が良くと思います。海部川は、日本有数の鮎の名産地であり、それで誇りにしている方がたくさんおられますので素早い配慮をお願いします。

（事業者）

漁業者さんにつきましては、素早く対応します。漁業補償については、環境影響評価とは別に話し合いを行います。

（委員）

南側の搬入路の中間地点あたりに生活用水をとってるところがあると書かれていました。利水についても、木をどれだけ切ったらどれだけ森が痛んで、どれだけ水の供給量が減り、水質が悪化するかということをしっかり予測してほしいです。町全体の問題です。また、海部川下流はアカメという非常に希少な魚が生息するなど、上流から下流まで自然が豊かな場所なので、しっかりした配慮をお願いします。

（事業者）

海部川は非常に自然豊かな場所であると認識しているので、しっかりとした調査を行って必要な保全措置を検討します。

（委員）

スライドの番号で 17 番動物植物予測及び評価、ここの魚類なんですがスナヤツメ南方種から始まって二列目にサクラマス（ヤマメ）との記載があるのですが、この出典を教えてください。

（事業者）

那賀町史です。

(委員)

那賀町史にサクラマスと書かれているのですか。

(事業者)

配慮書に記載した種名については、「水辺の国勢調査」の種名で統一しています。那賀町史では別の名前で書かれていました。

(委員)

「水辺の国勢調査」にサクラマスが生息していると書いてあるのですか。

(事業者)

種名を水辺の国勢調査記載名で統一させていただいたということです。

町史にヤマメとの記載があり、「水辺の国勢調査」ではサクラマス（ヤマメ）という記載があったのでそちらの名称にあわせました。

(委員)

そのサクラマスが生息しているというのは、どこに書いてあったのですか。

(事業者)

町史にヤマメに該当する種がいると書かれていたので、配慮書では種名を「水辺の国勢調査」の種名に合わせて記載したということです。

(委員)

私は、溪流魚の研究してるんですが、サクラマスは四国には生息しておらず、四国に生息しているのはアマゴ、サツキマスですが、それも挙げられていますよね。サクラマスとサツキマスが同所的に生息しているというのは初めて知ったのですが。

(事業者)

太平洋側はアマゴ、サツキマスになると思いますが、那賀町史にはヤマメという記載があったということです。

(委員)

那賀町史にヤマメという記載があるのですね。

わかりました。確認したいと思います。

(事業者)

今の御指摘を受けて疑問には思ったのですが、那賀町史にはヤマメと記載されていたということです。

(委員)

国内外来種とか，そういったものをどう扱うか，よく考えて選ばないといけないと思います。

(事業者)

那賀町史にヤマメという種の記載がありました。ヤマメは自然分布では日本海側に生息する種で，環境省のレッドリストで日本海側に生息するヤマメという種が確かな準絶滅危惧種に指定されているということで重要な種に選定してしまいました。本来は，国内外来種と整理すべきだったと反省しています。方法書以降で修正させていただきます。

国内外来種については，今後，詳細に検討させていただきたいと思います。

1点訂正させていただきます。先程，那賀町史と説明させていただいたのは木頭村史の誤りでした。

(委員)

木頭村漁協の組合長に聞いてみます。ありがとうございました。

(委員)

植物について教えてください。配慮書の動物植物予測及び評価の所に，251種の希少種(植物)の種名があげられていますが，その中に石立山しか生息しない植物がたくさんあげられています。計画図が不鮮明で確認できないのですが，石立山も計画範囲に入っているのですか，また，どの様な影響が予測されるのか説明してください。

(事業者)

この配慮書では計画範囲から2km以内を調査対象とし，この範囲に生息する種を抽出しているのですが，参考とした村史に分布域が明確に書かれていない種もあったため，村史に記載されていたすべての種を抽出しています。その結果，石立山の固有種も含まれてしまっています。内容を精査する段階で石立山だけに生息すると判断できる種については対象外とさせていただきます。

(委員)

石立山は石灰岩地で，非常に重要な植物，徳島ではそこだけにしか生育しない植物が沢山あります。その山が影響を受けるというのは大変なことだと思っていました。

もう1点お願いしたいことがあります。南側の搬入路についてですが，轟の滝の南を通過して計画範囲に侵入するルートが設定されていますが，このあたりにはランやシダ類の植物がたくさん生育しています。これまでの他の計画では，進入路の調査が十分に行われなかったことが多いので，この南側の進入路計画については十分に調査をして，対策を講じてほしいです。

(事業者)

進入路についても、改変されることが想定される範囲は調査範囲に含め、教えていただいたラン等についても調査対象としたいと考えています。

(委員)

計画範囲の選定根拠についてですが、この配慮書によると4つの段階のフローで決められていますが矛盾が多いです。

まずグループ所有地とその周辺で風況条件が良いと思われる場所を抽出したとされていますが、所有地の西側の方が東側と比べて風況は良いのに、計画は所有地から東側に延びています。そして、次のフローで社会インフラの確認をしています。南側の搬入路は道沿全部が急傾斜地、砂防指定地及び地すべり防止区域などに指定されており、開発は災害を誘発するリスクがあります。それにもかかわらず、当該進入路計画範囲は資材等の搬入路として適した環境であるとされています。次に法令等の制約を受ける場所についての確認ですが、計画範囲の東側が自然公園と鳥獣保護区にかかり、ほとんどが水源涵養保安林です。

風況が悪い東側に計画が延び、自然公園にもかかる。道が悪いのに良いと言っている。更に植生自然度9から10を確認したとしていますが、明らかに東側の方が連続して自然度が高いです。どの項目を見ても不利な東側に計画が延びていることについての判断基準を説明してください。

(事業者)

計画区域の選定については、グループ企業所有地への立地を大前提として考えました。そのエリアへの搬入ルートとして、国道から工事車両及び資材等を搬入することが有利であると見え、より国道に近い東側に計画範囲を延ばしました。

事業用地全体の中で、グループ企業の所有地が太平洋側にあることも理由の一つです。

(委員)

計画範囲が、風況がより悪い東側に延び、自然度がより高い東側に延び、道が悪いのに良いとあって、自然公園内の轟の滝や滝の水源地を挟み込むように計画が東側に延びているというのは、地元の人には疑問に思えます。このことについて説明をお願いします。

(事業者)

「社会インフラ整備状況等の確認」につきましては、新たに道路を造れば改変範囲が大きくなることから、既存の道路に近い地域を選定しました。確かに既存の道路は急峻で狭いので拡幅の必要が出てくるとは思われますが、新規に道路を造るよりは有利であると考えました。

自然公園法については、計画範囲が普通地域とはいえ自然公園地域にかかっていますので、配慮書の作成者（コンサルタント）としては、方法書の段階で自然公園地域は避けてもらえると思っていますが、普通地域は絶対に立地できないエリアではないことから配慮書では計画範囲に入れています。

(委員)

最後に、計画範囲が西側に伸びる可能性はないのですか。

(事業者)

現段階では考えておりません。

(委員)

グループ企業の所有地について、取得時期と取得の経緯について教えてください。

(事業者)

私は関連会社の社員ではないので、取得の経緯はわかりません。また、取得の時期についても、今は手元に資料がないのでお答えできません。第2回審査会までに調べて回答します。

(委員)

詳しい経緯はどこまで明らかにしていただけるかわかりませんが、売買で取得されていると思いますので、その時期とか、どの程度の筆かとかが気になっています。

(事業者)

売買とは伺っています。ただ、取得経緯については、今判断できませんので関連会社に確認した上で公開できる内容については回答させていただきます。

(委員)

先程、計画範囲に希少な植物があった場合は対策を講じるとの表現がありましたが、樹林を切られることでダメになる昆虫もたくさんいます。昆虫は、その樹林があることで生きているので、道を広げるために山を削ることにより、多くの樹林が切られると、その樹林で暮らす昆虫も大きな影響を受けます。また、この計画範囲は植物が一番残っているところなので、そういう意味では開発されると非常に辛い場所です。移植という方法もありますが、この樹林帯で生息している植種は大変多く、全ての木を移植することは不可能です。そういう事も考えて設計してください。

(事業者)

植物については移植という手法もあり、これも一つの案ということで検討させていただくのですが、移植が不可能ということであれば、なるべく回避をする方向で設計を進めさせていただきます。

(会長)

回避と言われたのですか。回避というのは具体的にどういうことですか。

(事業者)

事業地としての回避です。改変をできるだけ回避する方向で進めるということです。重要な種が確認された場合は、改変しないでそのまま残しておくというのが最初の道で、移植は最終手段であると考えています。改変をおさえることで影響を回避したいと考えております。

(委員)

移植は絶対にできません。まず無理です。私は、何もしないのが一番良いので、樹林を切ることを辞めてほしいと思っていますが、あの轟の滝周辺の樹林が実際にどれだけきられるかということを考えて設計をしてほしいです。そのためには、実際に入る車両や資材を十分検討し、現地調査を十分行った上で設計を進めてほしいです。そして貴重な樹木を1本残したというのではなく、できるだけ多くの樹林を残せるような計画にしてほしいです。

(事業者)

意見を参考に事業を進めてまいります。

(委員)

昆虫についてお話がありましたが植物もそうです。植物は環境が合っている所に生えているので、違う所に移植しても3年もちません。だから希少種が見つかった場合は、ルートを変えてそこは触らないでいただくのが一番良いことです。重要な種が生息する範囲での工事を避けることで貴重な植物群落が残っていくと思います。

計画による影響がある植物として石立山にしか生息しない植物がたくさんあげられていますが、これらの生息地は絶対に回避しないとこれらの植物は助からないと思います。ルートを変えて希少種に影響がでる範囲を迂回してほしいと思います。

(事業者)

ルートについても、今の御意見を参考に考えていきたいと思っています。今のは南側のルートについてでしょうか。北側のルートについてでしょうか。

(委員)

委員もおそらく南側のルートについてだと思いますが、北側から、木頭側から上がろうというのは考えない方がいいと思います。

(事業者)

南側のルートについては、現実性を考慮して方法書以降で詳しく検討させていただこうと考えています。

(会長)

委員の御意見は、木頭村側からのルートは障害が多過ぎるということですか。

(委員)

木頭側のルートは、木頭までの国道自体を改良する必要があるし、そこから山に上がる現道を拡幅しようとするのとんでもないことになると思います。一方、南側のルートは海部川に沿って集落がなくなるころまでの道路はある程度広いです。しかし、そこから轟の滝の方に曲がってからは樹林もありますし道自体も凄いのので、それを先に伸ばして稜線まで行ってから上の稜線に出てこようというのは、とんでもない破壊になると思います。

(委員)

動物植物予測及び評価で、哺乳類は山コウモリ 1 種類しかあげていませんが、どういう考えで 1 種類だけ選んでるのか教えてください。

(事業者)

参考とした文献で確認できた種をあげさせてもらいました。そのほかの種類については、情報が得られなかったためあげられていません。

(委員)

コウモリについては、国内外で風車にぶつかって内臓が破裂したりして死んでしまう事例が多くあり、最近では国際学会でもバードストライクよりもバットストライクの方に焦点が当てられています。配慮書なので既存の文献からということでヤマコウモリだけがあげられていますが、コウモリは移動性が高いので四国全域で確認されてる種類、それぐらいをあげても良いと思います。具体的には、キククガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ。これ E A D A S のハイリスク種になってます。アブラコウモリこれも同じです。クロホウヒゲコウモリ。環境省レッドリスト絶滅危惧 2 類。ノレンコウモリ、ウサギコウモリ、コテングモウモリ。コテングモウモリは高知や剣山の方でも記録があります。コウモリは世界的に注目されてるので配慮書段階でも四国内で確認されてる種類は全部あげる必要があると思います。

これは、那賀・勝浦の計画についても同じです。

(事業者)

いただいた御意見を参考に、方法書では少なくとも四国で生息記録がある種につきましては調査対象にあげさせていただきます。

(委員)

何でも方法書でと言われると何のために配慮書があるのか思ってしまいます。なんでも次にやりますと言われると、何のために審議するのかと思ってしまいます。先程も細かいミス多かったです、その辺りをどう考えておられますか。

(事業者)

配慮書は、既に経済産業省に届出し縦覧公告にかけている図書ですので、修正をかける

とすれば次の方法書を作成する段階でということになります。配慮書の審査を受けて、更に方法書を良いものにする。方法書の審査を受けて、更に準備書を良いものにするという手続きで進めていくのが良いと考えています。

徳島県からの指摘事項は反映しているのですが、専門家の意見はこういう審査会を通じて聴取するのが良いと考えています。

(委員)

もう少し前向きなやり方に変えていけると良いと思います。

(事業者)

経産省で良い手法を考えてもらえれば良いと考えております。

(委員)

昨年、サンショウウオの名称が昨年遺伝子的に細かく分けられました。そのあたりも修正していただきたいです。

(事業者)

サンショウウオの種名につきましては、2020年にレッドリストが改訂されて種名がかなり変わっているということを認識しました。

方法書の中で、種名の変更については反映させていただきます。

(会長)

どのような点でも結構ですので御意見がありましたらどうぞ。

(委員)

今回計画している3 MWの風車の部品を積んだ大型トレーラーがどれくらいの大きさになると考えていますか。先程から、搬入路を切り開かないでほしいと〇〇先生や〇〇先生が言われていますが、どれだけ巨大なトレーラーが通るかということを現時点で認識されているのかということを確認したいのですが。1番大きい部品は一般的にブレードローターで、今回の計画では風車の直径が100 Mですから50 Mぐらいの部品が1番大きいと思われませんが。

(事業者)

50 m以上の物を運ぶトレーラーとなると、一般的には50 m以上の長さが必要になります。最近、風車の羽を立てて長さを縮められるトレーラーもありますので地形や道路の設計にあわせて考えさせていただきます。

(委員)

前回の案件で皆さんと勉強したのですが、風車の羽を運ぶ場合、右折とか左折する時には片側2車線の国道でさえ封鎖しないと曲がれないほど大きいトレーラーが必要となりま

す。県南で1番広い道路でも、両車線を封鎖しないと右折できません。また、配慮書に記載されている搬入路のついで言えば、国道193号はネット上では冗談で「国道」を「酷道」と書かれる程整備が進んでいない道路です。その様な道を50Mのトレーラーが通るといのは曲芸そのものですよ。そういったことは配慮書段階といえども当然知っておくべきですし、先程〇〇先生は回避してくれと、その搬入路の樹林に貴重な植物が生えているので切らないでくれと言われていています。次の段階で考えますという話ではなく、本当に計画に実現性があるのか、それは現段階でも少し調べたらわかることなので、それは配慮書段階でやるべきです。先程から「方法書で修正する」、「根拠はないけどできるよ」とばかり言っておられますが、せめて1つぐらい、3MWの風車運ぶためにどれだけの木を切るのか、トンネルの数がいくつあるのか、例えばこの道路には昔ながらのトンネルがあると聞いてます。トンネルは掘り直す必要があるかも知れません。橋は耐えられますか。何トンまでの車両が通行できるかというのは文献調査で確認できるわけですから、せめてそれぐらいは真摯に向き合ってほしいと思っています。

(委員)

風車の羽をトレーラーに立てて乗せて運ぶという話ですが、あのトレーラーは速度が遅すぎて、おそらく国道では使わせてもらえません。現在他の計画で行われている工事では、普通のトレーラーで中継地点まで運び、そこでそのトレーラーに載せ換えてから、夜間に人が周りを歩きながら右が左が上だ下だと言いながら運んでいます。ですから非常に難しい作業になるし、ものすごくたくさん木を切らないといけません。

(会長)

情報提供ということでございますので、他にございますでしょうか。

(委員)

今日配布した資料についてお願いします。スライド上下2段組の31, 32ページです。スライド番号は62, 63, 64です。先程から、ここに風車を作るために資材を運ぶのがいかに困難かっていう話が出ていますが、事業実施想定区域周辺の傾斜角が極めて急峻です。先ほどの那賀・勝浦よりも急峻です。63ページのスライドを見ていただくと発電施設の想定範囲や搬入ルート of 想定範囲の傾斜角を見ていくと、30度以上となるのが発電施設想定範囲だと75%ぐらいじゃないかと思われます。搬入ルートの想定範囲でも65%くらいと思われます。極めて急峻です。配慮書だからいろんな資料を使えばいいということですが、現場に行ったことがある人なら、あそこを川に影響を与えないで改変するというには現実性がないと考えます。また、斜面崩壊発生の可能性ということで、北側のルートで那賀川側から入ってくるところは、〇〇先生も言われましたが、斜面崩壊がの発生する可能性が非常に高いです。資料では赤で表示されているエリアです。南側から進入するルートも黄色以上です。この様な計画範囲の立地特性については、徳島県内にいればある程度知っていて、ここで本当に事業をやっていけるんだらうかと思っています。配慮書はこういうやり方で良いのでここまでしかやらないと考えているのでしょ

うが、事業が実施される県の県民から見ると、非常に多くのリスクがある事業だと思ってしまうことを理解いただきたいと思います。

(事業者)

検討させていただきたいと思います。

(会長)

搬入路について、配慮書の段階とはいえ、なぜ、配慮しなければならない項目から外したのか理解できないので教えてください。

(事業者)

搬入路についての影響評価は、工事中の影響評価に含まれると考えています。搬入路についても本体工事と同様に、どこを改変・拡幅するかなどの計画が決まらない状態での評価は難しいと考えます。しかも、A案、B案があることからわかるように、ルートも決まっていない状況で評価を行うのは非常に難しいということから、今回は予測・評価していません。

計画段階配慮手続きにかかる技術ガイドでも、計画の熟度が低い段階では工事の内容や期間が決定していないため予測・評価が実施できない場合もあり、その場合は熟度が高まった段階で検討の対象とすることが望ましいとされていることから対象としておりません。

(会長)

一般論としてはそれで通じるとは思いますが、この状況を見ると事業の採算が合うとは思えません。

(委員)

事前意見等に対する事業者の回答で、那賀・勝浦の方も同じ質問があったんですが、建設にかかる費用は、どこから供給されるのでしょうか。記載されている回答によると、事業に掛かる費用は匿名組合出資契約によるエクイティとプロジェクトファイナンス融資契約によるローンでの調達が予定されています。しかし、お金が予想通り集まらなかった場合とか、事業実施を進めていく中で、例えばよりお金が必要になった場合にどうするのか不安に思うのですが。資金が足りなくなった場合どの様に対応しようと考えていますか。

(事業者)

事業の事前の調査費用については、現在の出資者からの出資額でまかさないです。今後、事業実施の判断の前段として文献調査を行い、測量や地質調査などを行った後に工事を行うと判断した段階でプロジェクトファイナンス契約を行い、その時点で金融機関から資金を借りられるようになるので、資金が足りなくなるということはありません。前段の調査までの費用は、匿名組合出資者からの出資金の中でまかさないです。

(委員)

調査を始めるとかなりのお金を使うことになると思います。かなりのお金を使った後に事業を中止することができるものなのかと考えています。相当なお金を投入するわけですから。

(事業者)

風況調査を行って思うような結果が得られなかった場合は、事業は行えないと考えています。

(委員)

先程の環境省の再生可能エネルギーゾーニング基礎情報の手続きに従って陸上風力の導入ポテンシャルを見ると、那賀・海部・安芸の方はそういう可能性のある場所が見当たりませんが。

(事業者)

風況マップはメッシュが荒いので、風力発電事業をやる場合は必ず風況調査をやらなければならないと考えています。また、風況マップのデータはあくまでも70mまでの高さのデータに基づくものなので、今回の計画でどういう機種を選ぶかは未確定ですが、基本的には高所の風況調査を行います。その結果を踏まえて事業性について検討します。計画範囲の一部がグループ企業の所有地ということから、この利活用でのメリットもありますので、風力発電事業の損益だけでなく他の要素も加味しながら、事業を進めるか否かについて判断していきたいと考えています。

(委員)

私が持っている環境省の風況の基本データであったり、手続きを踏んで陸上風車の風力の導入ポテンシャルを見ると極めて低いです。この状態で今から事業を進めようとするとはかなり不思議に思います。正直、全く分からないんですよ、それに道路があまりに細かったり、橋が耐えれなかったりとかいろいろな課題があって結構これ本当に事業するんだったら相当金もかかるだろうにっていう具合に思ってしまうんですよ。ある程度風況がNEDOや環境省のデータでそれなりに良ければ、そういう場所を選ぶというのも分かるのですが、極めて条件が良くない場所だと思うのですが。

山林をお持ちだから、風が良くなくてもできるというビジョンがあるのですか。

(事業者)

もともと林業の活性化のために山林を購入したという前提がありますので、単に風力発電事業だけの採算性を考えてるものではありません。林業活性化との連携を考えて判断します。林業で道の整備は必ず必要となってくるので、それも含めて相乗効果が生まれればと考えています。

(委員)

木を切り出したり重機の搬入に必要な道路の幅と、大きな風車を運ぶための道路とでは、幅員とか強度など規格が全く合わないと思いますよ。

(事業者)

異なっているのは理解しているつもりです。

(委員)

私は自然生態学の専門家ではないんですけども、おそらくここはものすごく自然の豊かな場所で徳島県の中でも有数なアカシデ群落があるように伺っています。そういったすごく豊かな自然環境を破壊して開発を進めるっていうなんかかなり古臭い開発のように思えてしまって。今、目的にあるのは、すごく今の時代に求められているクリーンな電気を発電するというクリーン性を謳ってるにも関わらず、もう二度と戻らないであろう自然環境を破壊するという風な方が全然カバーされていない、非常にちょっと古臭い昔の開発のように思われるので、是非あのそこら辺がどうやったら回避できるのかというところを真剣に考えていただいて、開発を検討していただけたらなと思いました。

(会長)

今に関連しますと、事前の御意見の3のところですね。再生可能エネルギーでSDGsの目標7でクリーンエネルギー、目標15に陸上自然環境の保全というのが入っています。どれかだけを実現すればいいというのではなく、17の目標と169のゴールを調和させて実現していくことが求められてるので、このことから、今の委員さんの御意見になったのではないかと思います。

他にございませんでしょうか。あとですね委員さんの方から問題点ということで那賀・勝浦それから那賀・海部・安芸についてそれぞれかなり詳しい資料を頂いています。ちょっと踏み出した発言になりますけども、事業者が本来しなければならぬ作業をかなりしていただいたということで、私としてはありがたい。感謝をしております。それでは以上で那賀・海部・安芸風力発電事業の第1回目の審査会の審議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(事業者)

ありがとうございました。

(会長)

それでは進行を事務局の方にお返しいたします。よろしく願いいたします

(事務局)

はいそれでは事務局の方から今後の予定についてちょっとご説明させていただきます。

今後の予定につきましては 6 月 25 日木曜日に第 2 回徳島県環境影響評価審査会を開催する予定でございます。場所につきましては県庁 10 回大会議室、本日のこの部屋となります。時間につきましては、次回は午前 9 時からの開催となりますのでお時間お間違えなきようよろしくお願いいたします。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

次回は知事への答申ということになりますので、今日は大変多彩な意見を頂戴いただきましたが、ご苦勞をおかけいたしますけれども、これを事務局の方でまとめていただいて、答申案を作って頂いて審議をすることになります。また、今日意見が出てなかったことにつきましても、若干時間もあろうかと思っておりますので次回議論させていただければと思います。どうもありがとうございました。

(事務局)

事業者とのやりとりにはご苦勞をおかけし大変申し訳ございませんでした。なんとか今回審議を終えることができました。本当にお世話になりました。最後に山根副部長からお礼を申し上げます。

(山根副部長)

本日は長時間にわたりまして終始ご熱心にご審議いただきありがとうございました。委員の皆様方にいただきましたご意見を十分に踏まえまして、第 2 回目の審査会に向けて配慮すべき事項等について整理して参りたいと考えておりますので、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。本日は長時間どうもありがとうございました。

(事務局)

以上を持ちまして閉会します。